

議案第 52 号

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議 案 説 明

議案第 52 号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正
に伴い、家庭的保育事業等における職員の配置基準を改めようとするものです。